

高石市公民連携ガイドライン

令和 6 年 1 月 20 日

高石市 総合政策部

まち未来戦略室 産業共創課

目次

1. はじめに	2
2. 公民連携でめざすもの	3
3. 公民連携の進め方	4
4. 要件	5
5. 公民連携によるまちづくり	6

1. はじめに

人口減少、少子高齢化が進む現代において、自治体の資源だけで充実した行政サービスを維持することは、難しくなりつつあります。また、情報技術の進歩やグローバル化により、住民の価値観、ニーズも多様化し、行政だけでは解決することが困難な課題も多く見られるようになりました。

一方、地球規模で進む環境問題や経済、貧困などの課題にも、よりローカルな領域からのアプローチが注目されています。そのためにも、これまでにもまして、地域にある高い技術力や柔軟な発想と行政の持つ資源との組み合わせに期待が集まっています。

本市では、行政と企業、大学、市民団体などがそれぞれの強みを出し合い、社会課題の解決を目指す公民連携の取組を本市も積極的に進めてまいります。

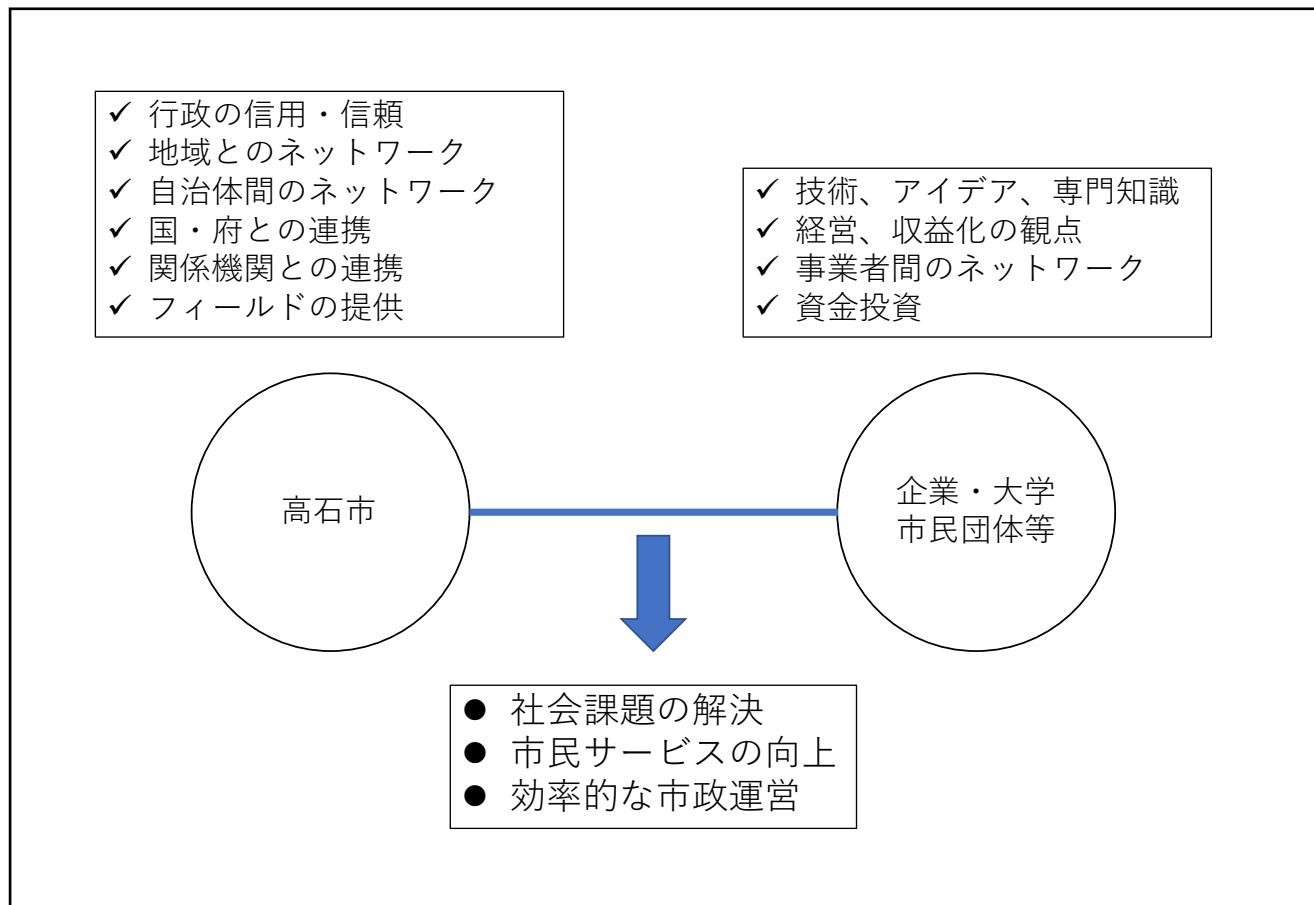
このガイドラインでは、本市の公民連携についての基本的な考え方と進め方を整理するものであり、これにより、多く企業、大学、市民団体などのプレイヤーに、本市との公民連携に参画していただけることを願っております。

2. 公民連携でめざすもの

本市が、公民連携でめざすものは、行政と企業、大学、市民団体等のパートナーの双方が、それぞれの強みを発揮し、社会課題の解決を目指しながら、双方が利益を得るもので、企業であれば利益の追求や市場開拓、大学等の研究機関であれば研究・開発等に資するデータや事例の収集、市民団体等であればそれぞれの理念の実現やコミュニティの活性化等、決して片務的ではなく、双方にとって実りの多い事業やまちづくりの実現をめざします。

公民連携の効果で、市の人的資源、予算等を縮減することにより、効率的な市政運営を実現し、既存事業の拡充や新規事業で、市民サービスの向上を図つてまいります。

(図1) 行政とパートナーの相関



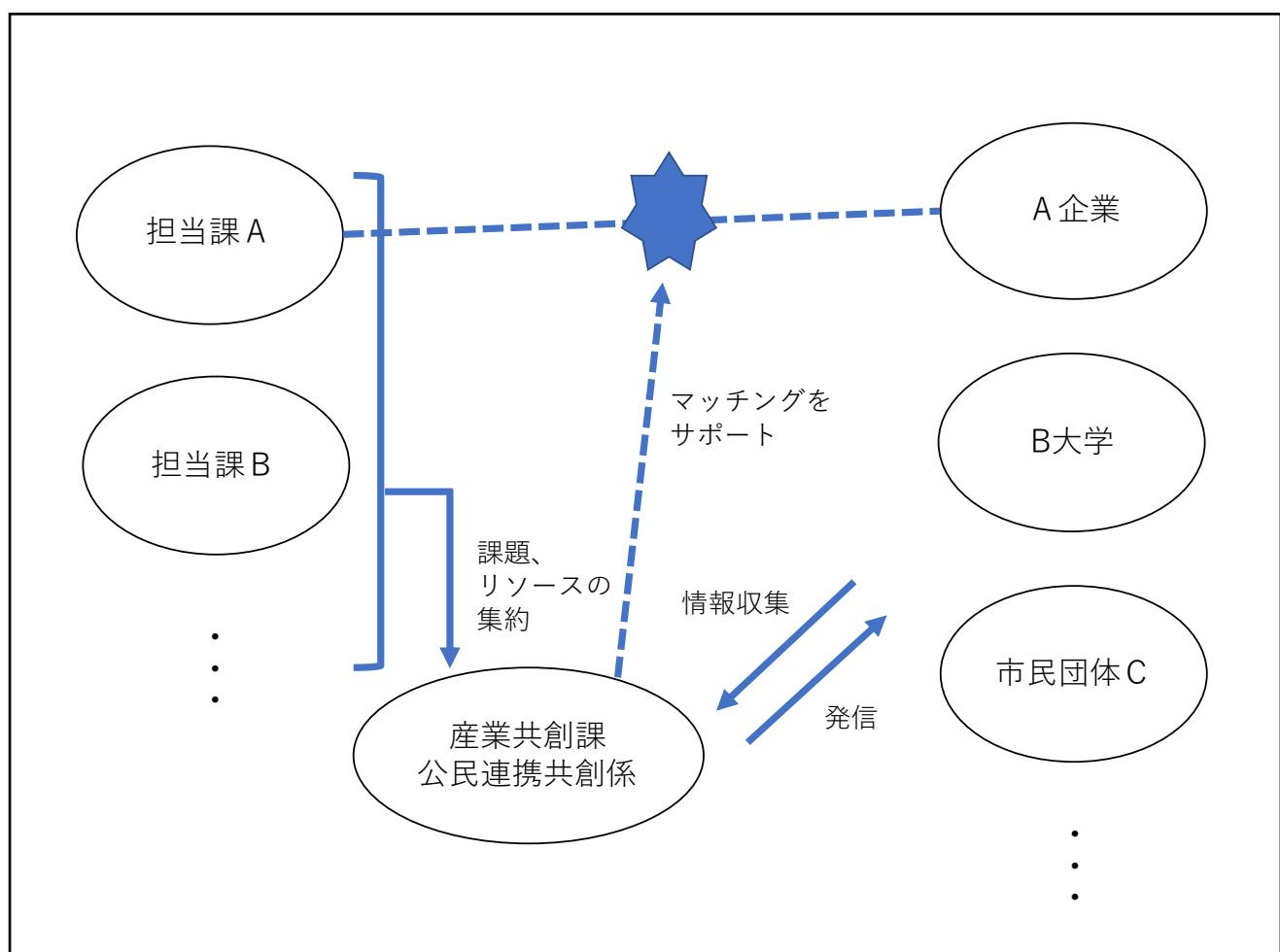
3. 公民連携の進め方

高石市では、公民連携に積極的に取り組むにあたり、令和6年4月の機構改革において、公民連携のパートナーとなる企業、大学、市民団体等と本市の各部門の窓口となる産業共創課公民連携共創係を設置しました。公民連携共創係では、行政の課題の集約と企業、大学、市民団体等の情報収集を行い、互いの強みを活かすマッチングや連携協定締結のサポートを行います。

市組織内において、課題に直面した際、解決策の一つとして、公民連携の手法を積極的に検討するものとします。

また、公民連携共創係が公民連携の窓口となり、本市が直面する課題や提供できるリソースについて発信し、公民連携の実現可能性を追求します。

(図2) 公民連携マッチング



4. 要件

高石市と公民連携の事業に取り組む企業、大学、市民団体などは、次の要件を満たすものとする。

1. 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しないこと。
2. 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされていないこと。
3. 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされていないこと。
4. 破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続き開始の申立てがなされていないこと。また、その開始決定がなされていないこと。
5. 高石市の契約からの暴力団排除措置要綱別表第1に掲げる排除措置要件に該当しないこと。
6. 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人及び団体でないこと。
7. 関係法令等に違反し、又は抵触するおそれのないこと。
8. 公序良俗に反し、又は、反するおそれがないこと。
9. 市の品位を損なうおそれがないこと。
10. 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切であること。
11. 人権侵害、差別又は名誉棄損のおそれがないこと。
12. 非科学的又は迷信に類するもので、惑わせたり不安を与えたりするおそれがないこと。
13. その他、市長が不適当であると認められるものでないこと。

5. 公民連携によるまちづくり

本市では、令和3年に、リノベーションまちづくりの手法により、市内各駅周辺の再生及び商工業の振興、優良な雇用の創出、その他地域課題の解決などを図る目的で、高石市公民連携推進協議会が組成されました。同協議会は、事務局を本市に置き、役員を高石商工会議所、高石都市開発株式会社及び本市の幹部で構成するまちづくりのための組織で、遊休施設の利活用に取り組んでまいりました。今後は、イベントの開催や民間施設も含めたエリアマネジメントへと、さらに活動の領域を拡げることを検討しております。

また、すでに本市には、長年の蓄積で、地元を中心に企業、大学、市民団体と協働してきた歴史があります。このガイドラインにより、公民連携の基本的な考え方と進め方を整理することで、これまでのパートナーとの連携についてもさらに強化、拡大を模索してまいります。

最後に、本市がめざす公民連携によるまちづくりでは、行政がこれまで以上に積極的な情報収集に努め、既存の方法にとらわれない柔軟な発想を持つことが重要であると考えております。行政サービスのアップデートとあわせて、収益を地域に再投資することにより、持続可能なまちづくりの好循環を創出してまいります。

高石市 総合政策部 まち未来戦略室

産業共創課 公民連携共創係

TEL : 072-275-6164

Mail : koumin@city.takaishi.lg.jp